

### 保有個人情報開示請求書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

#### 記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
---

3 手数料

手数料 (1件300円)	ここに領収書を貼ってください。	(請求受付印)
-----------------	-----------------	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人（未成年者又は成年被後見人である場合に限り、）又は本人の委任による代理人（任意代理人）による開示請求の場合には、法定代理人又は任意代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施の方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（窓口における開示の実施の方法、窓口における開示を希望する場合の希望日、写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は国立大学法人筑波大学の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 開示請求手数料の納付について

保有個人情報の開示請求をする場合は、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。国立大学法人筑波大学が指定する金融機関に300円を納付の上、領収証書を提出してください。現金書留又は直接現金で納付することも可能です。詳しくは、窓口を確認してください。

## 5 本人確認書類等

### (1) 窓口への来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合は、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）。ただし、個人番号通知カードは不可。）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかが分からない場合や本人確認書類の提出ができない場合は、窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

### (2) 送付による開示請求の場合

「保有個人情報開示請求書」を送付して保有個人情報の開示請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、窓口事前に相談してください。

### (3) 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合は、法定代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。

任意代理人が開示請求をする場合は、任意代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。